

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：訪問看護ステーション くらうん \_\_\_\_\_

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業者名称	株式会社 そーさー
事業所名	訪問看護ステーション くらうん
介護保険指定番号	2862290620
所在地	加古川市平岡町新在家876-8
設立日	平成31年1月11日
連絡先	079-490-4426
管理者名	春木 麻里
サービス種類	訪問看護
サービス提供地域	明石市 加古川市 稲美町 播磨町 神戸市西区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	午前9:00～午後5:00
定休日	土、日曜日、祝祭日 8月13日～16日 12月29日～1月3日

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名		1名
スタッフ	正・准看護師	1名	6名	7名

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 079-490-4426

担当者: 春木 麻里

受付時間: 午前10:00～午後4:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### (3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授与
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 4 利用料金

### (1) 利用料金

基本利用料金	週3日まで	週4日以降
訪問看護基本療養費 I	5,550円	6,550円
+		
訪問看護管理療養費	7,670円(月の初日)	2,500円(2日目から)
+		
24時間対応体制加算	6,520円(月の初日)	
+		
複数名訪問看護加算	4,500円	
複数名訪問看護加算	3,800円	
+		
精神科緊急訪問看護加算	2,650円/日1回に限り	

### (2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
-----	-------	-----

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	10円
高速料金		実費

### (4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の15時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の15時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の全額

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

### (5) 緊急搬送等に係る料金

緊急搬送時の付き添い等、必要に応じて自費対応いたします。

① 緊急搬送時等、看護師付き添い	基本料金3,000円+2,750円/30分 (9:00~19:00)
② 付き添い者の現地往復の交通費	タクシー代等、実費負担願います。

※①の19時以降~22時、7時以降~9時は合計金額の2割増し、22時以降~翌朝7時の間は合計金額の5割増しとさせていただきます。尚、②の交通費は割増しには含まない。

### (5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに請求しますので、20日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の3週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設や医療機関に入所、入院した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・服薬管理は、ご利用者様の判断にて対応致します。その場合、当方は一切の責任を負いかねます。

## 6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名： 住所： 電話番号： 携帯電話： 勤務先：	続柄：
【主治医】	医療機関名： 氏名： 電話番号：	

**【説明確認】**

**【事業者】**

住 所：加古川市平岡町新在家 876-8

社 名：株式会社 そーさー

代 表 者：春木 麻里 印

**【事業所】**

住 所：加古川市平岡町新在家 876-8

事 業 所：訪問看護ステーション くらうん

管理者 春木 麻里 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

**【ご利用者】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【代理人】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_ )

署名代行理由： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_